

定 款

第 1 章 総 則

【商号】

第 1 条 当社は、株式会社出前館と称し、英文では DEMAE-CAN CO., LTD と表示する。

【目的】

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 宅配サービスの受注代行業
2. 宅配サービスに関連する機器・備品等の受注代行業
3. 広告に関する企画、制作及び販売業
4. 食料品・酒類等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業
5. 飲食店の経営
6. 商品・サービス等の販売、輸出入、販売代理及び配達代行業
7. 市場・顧客等に関する調査、分析、企画及びコンサルティング業
8. 印刷出版業、広告代理業及びイベント企画業
9. インターネット等を利用した情報処理サービス業及び情報提供サービス業
10. ウェブサイト・デジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営及び販売業
11. コンピューターに関するハードウェア・ソフトウェアの企画、開発、製造、販売、運用、リース及び保守サービス業
12. 生命保険募集及び損害保険代理店業
13. 労働者派遣業及び有料職業紹介業
14. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
15. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
16. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
17. フランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業
18. インターネット、携帯情報端末機を利用した広告
19. 不動産、証券、債権、動産、その他資産の取得、投資及び管理
20. 店舗、店舗設備器具、商品陳列器具及びこれらの部品の売買並びに賃貸
21. その他適法な一切の事業
22. 前各号に附帯する一切の事業

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

【機関】

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

【公告方法】

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

【自己の株式の取得】

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

【株式取扱規程】

第11条 当社の株式に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

【招集時期】

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準は、毎年8月31日とする。

【招集権者及び議長】

第14条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

【決議の方法】

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

【取締役の員数】

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

【取締役の選任方法】

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【取締役の任期】

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

【代表取締役及び役付取締役】

第21条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集権者及び議長】

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集手続き】

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の7日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議の省略】

第 24 条 当社は、取締役が取締役会の決議事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

【報酬等】

第 25 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

【取締役の責任免除】

第 26 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

【取締役会規程】

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役および監査役会

【監査役の員数】

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

【監査役の選任方法】

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- (2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【監査役の任期】

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- (2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【常勤の監査役】

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

【監査役会の招集手続き】

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

【報酬等】

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

【監査役の責任免除】

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。

【監査役会規程】

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 6 章 計 算

【事業年度】

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

【期末配当及び基準日】

第 37 条 当会社は、毎年 8 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

【中間配当及び基準日】

第 38 条 当会社は、毎年 2 月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

【配当金の除斥期間】

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

定 款

平成11年 9月 9日	制定
平成13年11月30日	改定
平成14年11月29日	改定
平成15年11月28日	改定
平成16年 4月 8日	改定
平成16年11月30日	改定
平成17年11月30日	改定
平成18年 3月22日	改定
平成18年11月29日	改定
平成19年 9月 1日	改定
平成20年11月26日	改定
平成21年 6月26日	改定
平成24年10月12日	改定
平成24年11月27日	改定
平成26年11月27日	改定
平成27年11月26日	改定
平成29年 1月26日	改定
平成29年 4月25日	改定
令和 1年11月28日	改定
令和 2年11月26日	改定

株式会社出前館